

下記の国民健康保険料納付義務者に対し、下記１の書類を送達しようとしたところ、その住所及び居住等が不明のため送達できないので、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１０月１６日

東京都板橋区長 坂本 健

記

- １ 送達する書類
東京都板橋区国民健康保険条例施行規則第１３条の２に関する通知
- ２ 納付義務者氏名
Z H A N G W E N N A
- ３ 送達する書類の保管場所
東京都板橋区健康生きがい部国保年金課

※国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。